

# 【令和5年度 平野小学校 いじめ防止基本方針】

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは人間として決して許されない行為である。いじめ対応にあたっては、これまでの「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。そのため、学校・教育委員会はもとより、家庭・地域が一体となって、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

### 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組む際には、いじめ問題の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。校内においては、平野小いじめ根絶チーム(生徒指導委員会内)を常設し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任、校長が認める者で構成する。

## II いじめ問題についての取組

### 【未然防止】

- ① 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- ② 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- ③ 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ④ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

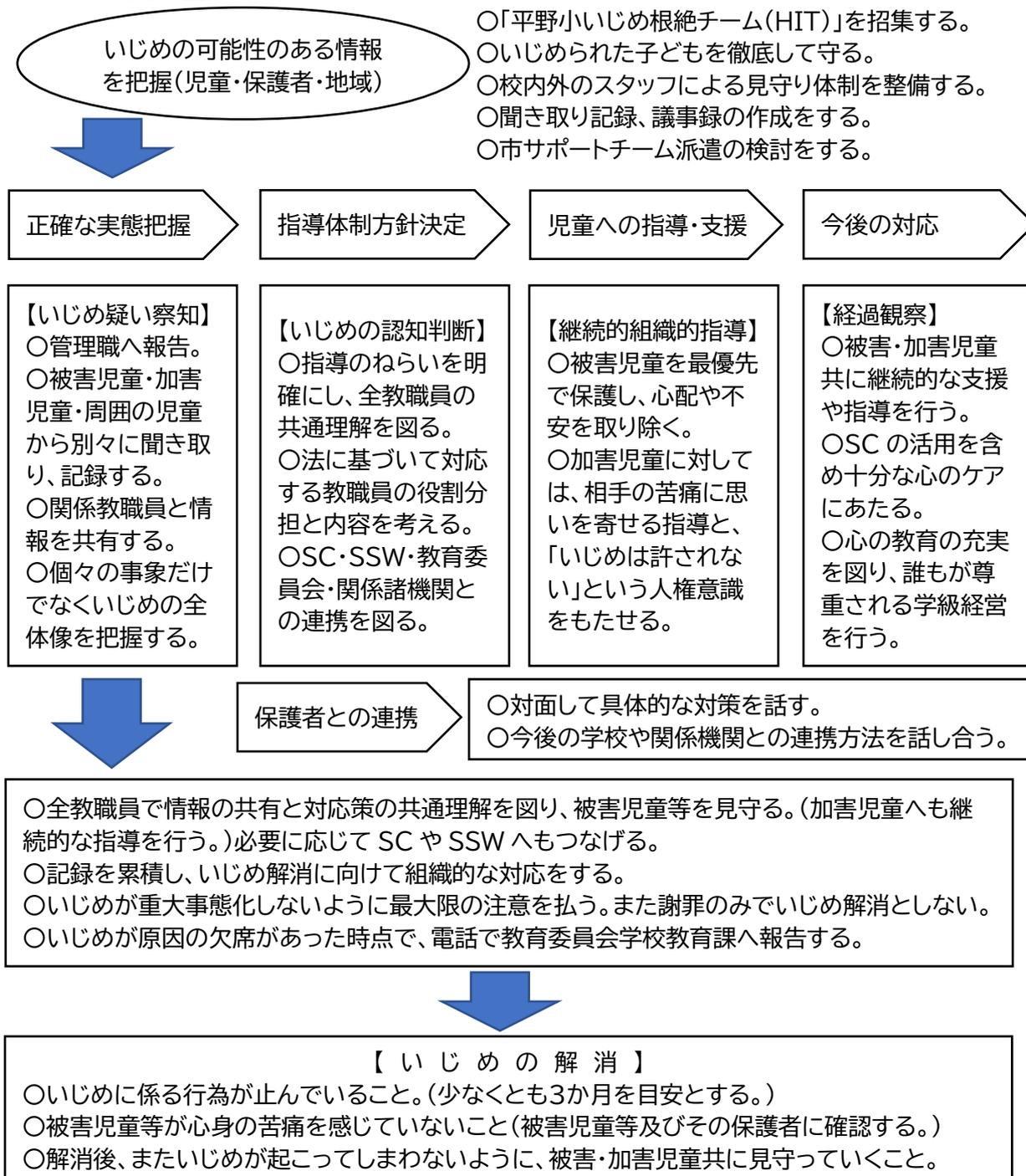
### 【早期発見】

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- ② 児童の声に耳を傾け、児童の行動に注視しながら、些細な変化を見逃さないようにする。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- ④ 日常のふれあいを通して児童との信頼関係を深め、児童がいじめなどを相談しやすい体制を整える。
- ⑤ 日頃から保護者との信頼関係を深めるとともに、保護者との情報共有に努める。
- ⑥ 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。
- ⑦ 定期的ないじめ実態調査と教育相談(全児童対象)を実施する。
  - ・ 毎学期1回(5月・10月・2月)「いじめ実態調査」を実施 ※実態調査の結果を管理職も確認
  - ・ 11月に、10月の調査資料をもとにした児童全員と担任の二者「教育相談」の実施

## 【 早 期 対 応 】

いじめの兆候を発見した場合は、いじめられている児童の苦痛や不安を取り除くことを最優先として、迅速な対応や指導を学校組織全体で進めていく必要がある。また、再発防止のため、継続的に被害児童、加害児童及び他の児童へのサポートをしていく。

～いじめ対応の基本的な流れ～



### ① 組織を核とした対応

定期的な生徒指導委員会及び必要に応じた臨時の生徒指導委員会を開催し、学校アンケート・教育相談等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応を協議し、全教職員で対応方針を共有して取り組む。

## ② いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、共感的に話をよく聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や関係する児童について十分把握する。解決するまで支えていくことを伝え、安心感を与える。

## ③ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童(行為を認めた)からも十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や関係する児童について十分に把握する。いじめは人としての生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、いじめの言動・行為をやめさせる。また、傷ついた相手の気持ちを理解させ、謝罪できるよう指導する。

その後、いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係・その周囲の児童との関係改善を図るため、組織的・継続的に見守り、支援(児童の立ち直り)・指導する。

いじめは、状況によっては加害者側にもケアが必要であり、その際は、専門機関(カウンセリングや医療機関)と繋ぐことも視野に入れる。

## ④ いじめを通報した児童への対応

勇気を持って教職員にいじめを通報した児童を十分賞賛する。同時に、守り通すことをはっきり伝え、教育活動全体を通して見守り、いじめを通報した児童の安全を確保する。その際、通報した児童の保護者とも緊密に連携を図る。

## ⑤ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周りで一緒になって言ったり見ていたりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気を持たせる。

## ⑥ 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭に連絡し丁寧に状況を説明するとともに、解決に向け学校としての取組方針を伝え誠実に対応する。いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭に連絡し丁寧に状況を説明するとともに、解決に向け学校としての取組方針を伝え協力を求める。学校は、双方の保護者とも連絡を密にし、誠意を尽くした対応を続ける。また、必要に応じて、各関係機関との連携を図りながら対応する。

## ⑦ 地域や家庭、関係機関等への対応

いじめに係る問題については、学校評議員、PTA 等地域の関係団体等と協議する機会を設けたり、各連絡協議会等を活用したりする。また、いじめ問題に対して地域や家庭と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に協力を依頼する。さらに、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて各関係機関と連携を図りながら対応する。

### Ⅲ いじめ防止指導計画

	実践項目	時期
未然防止	○いじめは絶対に許さない子どもを育てる教育活動 ・一人ひとりの個性や良さを伸ばす学級づくり ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり ・思いやり・生命尊重・人権を大切にする指導の充実(道徳科)	各教科・道徳科・特別活動等の年間指導計画による
研修	○いじめ防止に関する職員研修 ・通知文等の共通理解を通じた教職員のリーガルマインドの涵養 ・児童の内面理解に資する研修(教育相談・ソーシャルスキルトレーニング研修等)	服務倫理全体会(毎月) 生徒指導協議会(年6回) ※SC を講師に教育相談研修を年1回以上実施
早期発見	○いじめ早期発見・早期対応に向けた組織的取組 ・いじめ実態調査(学期に1回)、定期教育相談の実施 ・定期的な生徒指導委員会や学年会実施(情報収集と共通理解)	実態調査5・10・2月 教育相談11月

見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童とのコミュニケーション(キラキラファイル、連絡帳、チャンス相談、休み時間等の交流)</li> <li>・保護者との連携(いじめ対応の取組についての周知、情報提供)</li> <li>・Q-U テストの活用(学級集団の傾向把握、要支援群を最優先として学級生活不満足群、侵害行為認知群、非承認群等児童への支援)</li> </ul>	<p>年間</p> <p>年間 6月～7月</p>
---	--	-------------------------------

#### IV 重大事態への対応

##### 1 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条1項による)

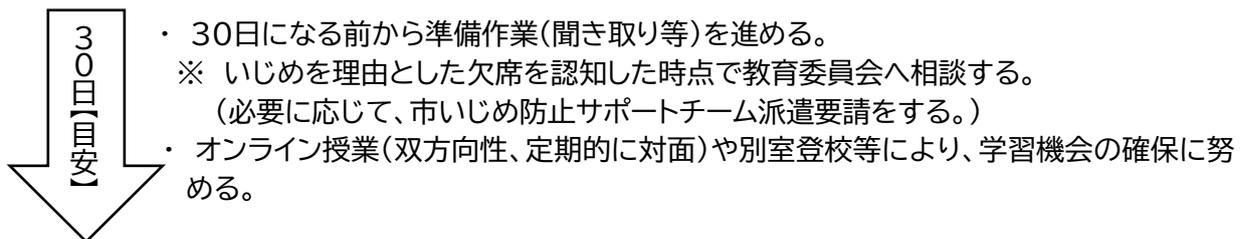
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### 2 学校主体による不登校重大事態の調査

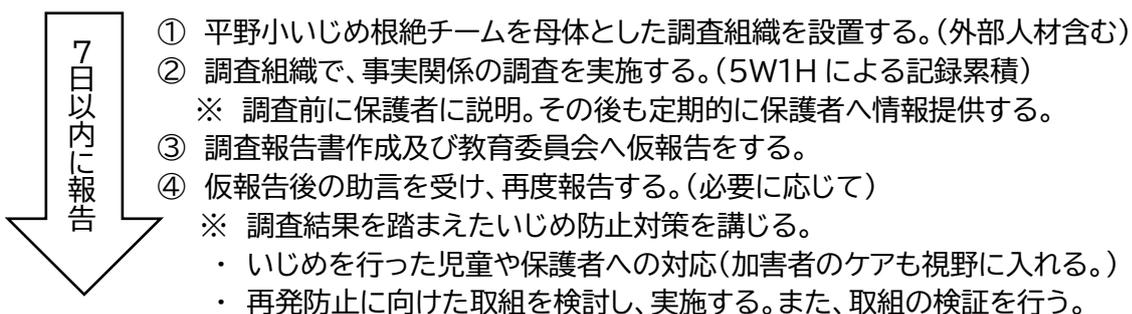
生命心身財産重大事態とは異なり、不登校重大事態に係る調査は学校主体が原則となる。

##### 【いじめによる欠席と認められる事案発生後の対応】

いじめによる欠席(疑いを含む)開始



不登校重大事態と判断(断続を含め、いじめ理由による欠席30日)



#### V 学校の取組に対する評価・改善

- 実効性のある取組となるよう学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはPDCA サイクルで年度途中であっても適宜見直し改善を図る。
- 学校教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の評価と検証を行う。第三者評価として、学校評議員の方々からの評価も十分に踏まえて改善を図る。